

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(軽易な修繕工事の施行)</u> 第27条 <u>京都市公共下水道事業条例施行規程第3条又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第4条に規定する軽易な修繕工事の申込みを受けた指定下水道工事業者は、遅滞なく、これを施行しなければならない。</u> 様式第3号（第2条関係）（別紙1）	<u>(削除)</u> 第27条 <u>削除</u> 様式第3号（第2条関係）（別紙2）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙1)

年 月 日

責任技術者名簿

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 号

申請業者氏名又は名称

指 定 営 業 所 名

〒 ー

指 定 営 業 所 所 在 地

電 話 番 号 ()

代 表 者 氏 名

(ふりがな) 氏 名	住 所	登録番号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 責任技術者との雇用関係を証するものとして、下記のうちいずれか一つ
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
 - (4) 在職証明書（任意様式）

(注) 選任解除の場合は、責任技術者証は原本を提示すること。この場合、1及び2の添付書類は不要。

(別紙2)

年 月 日

責任技術者名簿

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 号

申請業者氏名又は名称

指 定 営 業 所 名

〒 ー

指 定 営 業 所 所 在 地

電 話 番 号 ()

代 表 者 氏 名

(ふりがな) 氏 名	住 所	登録番号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 責任技術者との雇用関係を証するものとして、下記のうちいずれか一つ
(削除)

- (1) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
- (2) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- (3) 在職証明書 (任意様式)

(注) 選任解除の場合は、責任技術者証は原本を提示すること。この場合、1及び2の添付書類は不要。

上下水道局下水道部管理課)